

消費者機構日本ニュースレター

128号

1. 消費者志向経営セミナー 個人情報保護法改正 案内

～個人情報保護法改正セミナー（第24回消費者志向経営セミナー）のご案内～

当機構では、2017年9月までに施行予定の「個人情報保護法」の改正に関する第24回消費者志向経営セミナーを、2月23日（木）に開催いたします。

今回の法改正は、小規模事業者が法の適用になり、個人情報の定義も明確化されました。また、個人情報の利用目的の制限緩和、個人情報データベース等の不正提供罪の新設など、改正点が多岐にわたっています。

このセミナーでは、個人情報保護委員会事務局の方に講師をお願いし、法改正の趣旨と改正事項の詳細を中心に解説いただきます。企業・団体の個人情報管理担当者の方々には、実務的な対応漏れがないかどうか確認する上でも、セミナーにご参加ください。

記

1. テーマ 個人情報保護法改正
2. 日時 2017年2月23日（木）
13時30分～15時30分（受付 13時～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 6,000円
5. 対象者 企業・団体の個人情報管理担当者、法務・コンプライアンス担当者、その他個人情報管理に関わる担当者
6. 参加人数 50名（先着順）
7. タイムスケジュール（予定）

時間	内容	講師
13:30～15:15 適宜、休憩	○個人情報保護法の改正趣旨 ○個人情報保護法の改正点の詳細 ○事業者として注意すべき点	遠藤 信一郎 氏 (個人情報保護委員会事務局 総務課 上席政策調査員)
15:15～15:30	質疑応答	

2. 東京都 小池百合子知事に特定適格消費者団体への支援について要望しました。

東京都は来年度予算の検討に当たり、小池百合子知事が団体から予算要望を直接ヒアリングする機会を設け、当機構にも出席要請がありました。12月12日、当機構から中山会長、佐々木副理事長、青山副理事長、長見副理事長、磯辺専務が出席。裁判手続特例法活用の為、特定適格消費者団体への訴訟費用貸付制度の具体化等を要望しました。

小池知事からは、ご自身が経済企画政務次官当時に消費者契約法制定をすすめられたこと、消費者問題への対応は重要であること、被害回復制度に係る支援は国の対応状況もみながら検討をすすめる必要があることといった趣旨の発言がありました。

当機構では、今後も様々な機会を通じ、特定適格消費者団体への訴訟費用貸付制度の具体化等について、東京都への要望をおこなってまいります。

3. GMOインターネット 公表報告

～GMOインターネット(株) キャッシュバック手続きの改善について公表を行いました～

当機構では、GMOインターネット株式会社に対して、キャッシュバック特典について、その利用手続きがわかりやすく容易にできるよう改善を求める要望書を、2015年9月18日付で送付いたしました。

その後、GMOインターネット株式会社からの回答を評価する中で、要請事項を以下の3点に絞り、あらためて2016年3月29日付で「貴社のキャッシュバックに関する要請書(2)」を送付しました。

- ①メールのタイトルをキャッシュバックの案内であることが一見して明らかになるようなタイトルへ変更すること。
- ②キャッシュバックの請求手続き期間を、少なくとも契約時から2年後まで延長されること。
- ③契約時に消費者へ交付する通知について、キャッシュバックに関するどのような内容を記載するのかお知らせいただきたいこと。

この要請書に対する回答が2016年4月27日に届きましたが、当機構ではこの回答内容について更に確認したい点があったため、2016年6月17日付で「回答書に関わるご要請」を送付し、2016年7月15日付で回答書(4)をいただきました。

回答内容は以下のとおりでした。

- ①メールのタイトルは2016年5月配信分より「GMOとくとくBBからのお知らせ キャッシュバック特典について」に変更している。
- ②キャッシュバックの請求手続き期間の延伸については引き続き検討したい。ただ、お客様からキャッシュバックの手続き期間を徒過してしまったとの連絡をいただいた際には、事情を伺い、可能な限り個別にキャッシュバックを実施している。
- ③契約時に消費者へ交付する通知には、「対象者」「手続き方法」「手続き時期」「振り込み方法」「キャッシュバックが適用されない場合」「振込日、振込完了に関する連絡は行っていないこと」等を記載していること。

当機構では、要請事項の②については引き続きの課題として残ったものの、キャッシュバック特典の利用手続きについては一定の改善が図られたものと判断し、協議を終了し、2016年11月10日に公表を行いました。

4. 消費者委員会 消費者契約法専門調査会の状況

2016年通常国会において消費者契約法が一部改正され、2017年6月の施行を控えています。今般の改正は、消費者委員会消費者契約法専門調査会が、2015年12月までに合意のできた範囲内で改正したものであり、同調査会では、審議時間等の関係で合意に至らなかった論点についても、引き続き検討をすすめることしました。

そして、2016年9月より同調査会が再開され、更なる消費者契約法の改正について議論が開始されています。この検討は、2017年6月を目途にとりまとめが目ざされており、この機会に、①高齢者被害の増加、②インターネット通販での被害増加。③民法の成年年齢引き下げにより危惧される若年成人被害増加といった点に対応できる消費者契約法改正を実現する必要があります。

2016年通常国会で改正された事項と、今後専門調査会において優先的に検討するとされた事項は、次表のとおりです。この中でも、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（いわゆるつけこみ型）についての検討が、先行してすすめられています。

2016年改正事項	専門調査会で優先的に検討される事項
不当勧誘行為による取消権に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過量契約の取消し（つけこみ型の1類型） ・ 不実告知における重要事項の範囲の拡大 ・ 取消権の行使期間の延長（短期6か月を1年に）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「勧誘」要件の在り方の検討（「広告」も契約の意思決定に影響を与える場合は「勧誘」となることの明確化） ・ 不利益事実の不告知の要件の見直し ・ 困惑類型の追加 ・ 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（つけこみ型）
契約条項の無効に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無効とする条項の追加 債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項 ・ 法10条に例示を追加 民商法の任意規定に限らず、一般的な法理等についても法10条の前段要件における基準にすることの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平均的な損害の額」の立証責任 ・ 不当条項の類型の追加（ブラックリストとグレーリスト） <ul style="list-style-type: none"> ・ 条項使用者不利の原則

5. 暮らしフェスタ東京 外部セミナー紹介

消費者機構日本は、11月より東京都消費者月間実行委員会に加入しましたので、月間加入団体が主催する来年以降の講座等（暮らしフェスタ東京認証）をご紹介します。

日時（参加費）	場所	学習テーマ	講師	申込み・問合せ
1月17日（火） 10:30～12:30 （無料）	東京都消費生活総合センター17F	食べ物を無駄（ロス）にしていますか？	井出留美氏 （食品ロス問題専門家）	東京都消費者月間実行委員会 Tel 03-3267-5788
1月24日（火） 13:30～15:30 （無料）	東京都消費生活総合センター17F	エシカルな消費スタイル～買い物で社会貢献～	末吉里花氏 （エシカル協会代表・アナウンサー）	東京都消費者月間実行委員会 Tel 03-3267-5788

1月25日(水) 1月26日(木) 10:00~12:30 (日を選択、無料)	多摩消費生活センター	発酵の世界によろこそ 手作りの発酵調味料を使いこなそう!	澤田美奈氏 (食生活アドバイザー)	多摩消費生活センター Tel 042-522-5119 往復はがきで申込み
1月26日(木) 14:00~16:00 (2,000円)	飯田橋セントラルプラザ10F	保健師さんに聞く!健康寿命の伸ばし方と健康体操	波多野由紀子氏(保健師)	NPO法人らしさ Tel 03-5201-3793
2月16日(木) 10:30~12:30 (無料)	東京都消費生活総合センター17F	詐欺に遭ってしまったら、あなたはどのようにしますか?	洞澤美佳氏(弁護士)	東京都消費者月間実行委員会 Tel 03-3267-5788

なお、10月7日(金)、8日(土)の2日間、新宿駅西口広場イベントコーナーで開催されました「くらしフェスタ東京 2016 交流フェスタ」において、東京消費者団体連絡センターの枠で当機構がミニセミナー「知っているが役立つ!新しい集団被害回復訴訟制度」を実施しました。交流フェスタの開催報告が、くらしフェスタ東京 2016 のホームページでアップされましたので、ご覧ください。

くらしフェスタ東京 2016 <http://kurashifesta-tokyo.org/2016/festa/report.html>

6. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報(11月1日~11月30日分)

○各適格消費者団体(14団体)のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(11月1日~11月30日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	■11月4日: IR SAKURA(アマトム運営事業者)から回答を受領しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■11月10日: GMOインターネット株式会社のキャッシュバック手続きについて改善が図られました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_161108_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■11月24日付: (株)アチーゴに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月24日付: (有)エス・アイ・エフ企画に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information

	<ul style="list-style-type: none"> ■11月24日付：(株)ウォーターダイレクト(旧アイディールライフ)に対して、申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月24日付：宗教法人薬師寺に対して、問合せ書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月24日付：(株)アルカンシェルに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月24日付：Amazon Gift Cards Japan(株)に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月24日付：Castホールディングス(株)に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information ■11月28日付：(株)メディアハーツ(ファビウス)に対して差止請求書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■11月25日：簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「再要請書」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000646 ■11月25日：エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんに対して「申入れ兼要請書」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000645 ■11月28日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第1回裁判日程が決まりました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000644
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

《佐賀消費者フォーラム》

<http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html>

- 11 月 7 日：株式会社平安閣 エヌピーオー互助会佐賀支部より、約款の変更はしない旨の回答がありました。
<http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html>
- 11 月 22 日：株式会社マイホーム情報不動産に対し、平成 28 年 7 月 26 日付書面で行った問題点指摘に対する対応を求めました。
<http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html>



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077